

# 議会運営委員会会議録

平成28年3月9日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:04

案 件

1 請願第6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願

○委員長

ただ今から、議会運営委員会を開会いたします。請願第6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願審査に当たり、紹介議員として永末雄大議員に出席を求め説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○永末議員

おはようございます。ただいまご紹介ありました、「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願第6号のほうの紹介をさせていただきます。

お手元にあるかと思いますが、要旨のほうだけ読み上げさせていただきます。平成27年12月18日に開催されました、飯塚市議会12月定例会の最終本会議において上程可決された議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例を取り消し、再度、資産公開制度の復活を求めるものでありますというふうな要旨となっております。

今回、この請願のほうを審議していただくに当たりまして、まずもって一言私のほうから補足で説明をさせていただきたいと思っております。そう言いますのは、今年のこの条例改正、今年の12月議会においてなされた分でございますけれども、私自身この政治倫理条例の改正に賛成した立場でございます。でありながら、今回ですね、この請願の紹介議員になるということは、状況としては180度反対の行動でございます。そういった部分でございますので、まず私が、今回この請願の紹介議員に、そもそもなろうと考えた経緯のほうを補足で説明させていただきます。

まず、そもそもこの12月議会に上程されました条例改正に私が賛成したとしておりました理由としましては、本会議場でも、質問のほうをいたしておりましたけれども、この条例改正を契機に議会改革が少しでも進んでいくのではないかというふうな考えがございました。そして、実際に今年に入りまして、議会報の見直し、タブレットの導入、議会報告会の開催など、具体的に実際に前向きな議会改革の取り組みが現実的に検討されております。

また、私自身政治倫理審査委員を経験しておりましたので、実際に、資産報告制度自体が形骸化しているとは思いませんでしたけれども、その制度の限界のようなものを感じておりました。そういったところから、この条例改正には、当初私は賛成をいたしておりました。

しかし、実際にこの資産報告制度の廃止の部分がマスコミ等に大きく取り上げられまして、その反響は当初私が想定した以上に大きいものでございました。そして今は、当初、私が意図しておりましたことを市民の方に説明をいたしましても、理解していただけない状況でございます。現実に今回のこの請願に関しましては、数週間で2600名を超える方の署名が集まるような状況でございます。そのように理解していただけないというふうな状況が続きまして、いつしか、私の中でこの資産報告を廃止した議会に対する市民からの不信感というのが芽生え

てきたんじゃないかというふうを感じるようになりました。

先ほども述べましたように、そもそも議会改革を少しでも前に進めたいという、考えがございました。それは市民と議会との距離を縮めるために、行うべきものでありまして、市民と議会との間の溝を作るためのものではございません。そのように考えたときに、私が今やるべき事はもう既に生じてしまった、その溝を少しでも埋める、修復する作業ではないかというふうを考えるように至りました。そして、そのためには、その溝を作ってしまった原因である条例改正それものを一度白紙に戻し、戻していくことが第一にやるべきことだというふうを考えました。

以上が今回、私が請願の紹介議員となりました理由でございます。ただ、そういった理由述べましたけども、私が実際に自分の判断を180度覆したという事実は変わりませんので、その部分に関しましては、議員としての信頼性にも、今後関わってくる部分があるかと思えます。本来あってはならない行動でありまして、その点に関しては強く反省をいたしまして、今後しっかりと生かしていきたいと思えます。以上で終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

紹介議員にお尋ねいたしますけれど、今いろいろ多々自分の考えを述べられておりましたけれど、確認させていただきませうけれど、この意見は意見として結構なんですけれど、この請願の中身の文章等要旨、理由というふうに出てきておりますけれど、この内容については、全て理解し、そしてその考えに従って今回その紹介議員になられておるというふうに理解しますが、そのとおりでよろしいのかということと、それとともに、ここに書いております要旨の中であなともおっしゃいましたけれど、飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例を取り消し、再度、資産公開制度の復活を求めるものでありますということは、これは12月議会で議決したのから、その前のもの、従来のものに戻せということなのかどうか、その点お尋ねいたします。

○永末議員

はい。2点、ご質問があったと思えます。まず、1点目につきましては、私、今回のこの請願書を紹介するに当たりまして、まずもって私の立場としましては、この要旨に賛同した、賛同して請願の紹介者となっております。この請願を紹介するに当たりまして、事務局のほうにもそういうことはちょっと確認のほうをいたしましたんですけども、まず、しっかりと要旨に賛同しておることということで、あとは、その理由の部分というのは、それぞれその請願者の方々が自由に記載している部分でもあるので、そのすべてに賛同をせずとも、要旨にしっかりと賛同しておるのであれば、そういうスタンスで紹介議員となるのは、その個々の議員の考え方であるので、問題ありませんというふうな回答がございましたので、私としましては、この要旨に賛同して今回、この請願の紹介議員となっております。

2点目につきましては、この請願の紹介者、請願者のほうにも確認はしたんですけども、この要旨のほうにも書いてありますが、飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例を取り消し、要は条例改正を取り消すということですので、元の条例に戻す、そして、そこから再度、先に進める部分があるのであれば、種々検討していくというふうなのが請願者の考えであるというふう聞いております。

○道祖委員

だから種々のところでね、再度言いますけれど、取り消して、資産公開制度の復活を求めるものでありますということは、端的に言えば、元に戻すと、いうことでいいんですか。

○永末議員

この請願者の考えはそういったことであるというふう聞いております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

私は、自分の信念に従って行動して、それについて、我々市民の負託を受けて行動しているわけですから、その市民の判断によって、自らの行動の判断も決めていくということはあり得ることだと思います。一人一人の議員が、そういう市民の負託に応えた行動を行うというに当たり、その首尾一貫しないということを責められることはあるかもしれません。しかし、市民の期待に応える方向に行動していくと、いうことが当然ではないでしょうか。これは今回のことに限らず、常に市民の負託を受けた身であるという、公職の意味であるということをしちんと踏まえれば、おのずと明らかではないかと思うんですね。

そこで、紹介議員にお尋ねしますが、この再度資産公開制度の復活を求めるものであります、書いてあるんですね。ここは文言どおりで言えば、どういう資産公開制度というふうには書いていないんですね。制度そのものの復活を求めるという文言になっていると思うんですね。それについては、そのように理解していいですか。

○永末議員

請願者のほうから、私が聞いておりますその考え方としましては、とりあえず今回この条例改正が12月にされた、そのこと、それと実際に条例改正がなされたその経緯、実際当日上程されて、委員会付託されることなく、数時間で決めてしまったというふうなその行為も踏まえまして、やはり市民のほうから議会に対する不信というのが募っておるといふような意見を多々聞きました。ですので、ここで申し上げたいのは、まずもって、一度その不信の原因となってしまったこの条例改正というのを一度白紙に戻す、前の状態に戻して、それから今後、今、質問議員が言われたようなところを、しっかりと検討していくというふうなそういった手続きを踏んでいきたいというふうな、意見だというふう聞いております。

○川上委員

文言どおりということを確認したいと思うんですね。実は、今回の政治倫理条例一部改正による市民の批判というのは、資産公開制度廃止だけではないんですね、政治倫理審査会を市民が参加できないようにしている問題とかね、他の重大な後退もあるわけです。そうしたことについて請願に入っていないことについては、どのようにお考えでしょうか。

○永末議員

確かに、今、川上委員が言われたように、その部分というのは要旨のほうに書いておりませんが、私が理解しております要旨の趣旨としましては、元々、そういう市民の方が、審査会に入っておったという条例でありました。それを、今回改正して、その市民の分が取り除かれたわけでありまして。その改正自体を取り消すということですので、それはもとの条例に戻るといふことで、市民の方が当然審査会のほうにも入ってくるというふうな条例に戻されるということになりますので、要旨の文の中には、その部分というのは記載されておられませんけれども、当然、それを取り消したことによって、それは、復活していくものだと思いますので、そこに関しては殊更資産公開制度の復活の部分を強く強調はされていますけれども、そういった部分も含めた考えで、今回請願を出しましたというふうなことは聞いております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

それでは紹介議員に対する質疑を終結いたします。永末議員ありがとうございました。

次に、全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

請願第6号要旨及び理由について十分に、読ませていただきました。私は、この昨年12月18日12月定例会の最終日に議会運営委員会において、提出が行われた政倫条例の一部改正提案ですけれども、これについては、第1に市民の意見をまるで聞いていないと、議員が、提出者が、ということが明らかになったので、撤回すべきだというふうに述べました。

第2に、政治倫理条例の強化充実を図りたいと言うのであれば、出し直して、議会が設置する特別委員会に付託し、市民の意見を聞いて、充実の方向で、審査するべきではないか、という意見を述べました。これは、採決するところになって、賛成少数ということで否決された。それで、本会議遅れて上程ということになった、開会ということになったんですけれども、その後、この請願に、理由に書いてある展開があったと思います。この流れ以外の大きな市民の批判の流れもあり、より強力な政倫条例をつくろうではないかという動きもあっています。

そこで私は、3つのことを言いたいと思うんですけれども、1つは、この請願を議運として採択すること、第2は、失われた市民の信頼を回復するためには、よりしっかりした政治倫理条例を作ると、資産報告はもちろんですけれども、全般的に見直して、より強力な資産条例を作る。この決意を我々が固めること。第3に、市民の意見を反映しながら、その作業に当たることができる特別委員会を議会に設置すること。このことを提案もしたいし、意見として述べたいわけです。先ほど我々は判断を誤ることはあるかも知れない。けども、市民の負託を受けて公権力というか、議員としての振る舞いをするわけですから、その市民の信頼を失っては、その議員としての振る舞いをする根拠がなくなってしまうと思うんですよね。

ですから、今失われている、さらに失われつつある信頼を回復するためには、もとに戻せばいいんでしょう、というレベルではなくて、今の飯塚市のこれもう11年目に入るわけでしょう、合併して。これから飯塚市で暮らしていく、あるいはこれから生まれていく人たちが安心して暮らせるように、行政とともに議会の果たす役割は大きいと思うんですよ。その議会は、市民の信頼回復しきらなければ、意味がないと思うんですね。

それで、そういう提案をしておいて、執行部についても、質問しておきたいと思うんですね。議会に対しては、もう市民に対する謀反だとか、暴挙だとか、厳しく批判されています。当たっていると思います。しかし、この請願の理由の中では、執行部に対しても、厳しい言葉で指摘があるんですよ。読まれていないかもしれませんので、読み上げます。「さらに、法を遵守する立場の議会自らが条例を破り、一時的とはいえ、法律で定められた市長の資産公開義務をも廃止するといった「法律違反」を冒しています。この法の空白を埋めるため、先日、市長提出の資産等の公開制度の条例案が上程されましたが、これまで実施されてきた特別職3人の資産公開は廃止されており、市長のみを対象とした資産等の公開制度の制定に止まる内容となっております。これもまた短慮による、議会に便乗した愚かな判断であり、市長の面前に市民の姿はありません。ただただ先に制度廃止を決議した議会に対する配慮に終始した結果、特別職の任命権を有する市長自らが、世間に対して恥の上塗りをしたに過ぎない。」と非常に厳しく、しかもしっかり受け止めなければならないことが書いてあると思うんですね。読まれてないかもしれませんが、私が今読み上げました。市長、どのように受けとめておられるか、請願審査の参考にしたいので、答弁をしてもらいたいと思います。

○総務部長

今回の請願、今質問委員が読まれたような飯塚市の未来を考える市民の会のお考えもございまして、先日、資産公開を考える会の方からも、抗議文をいただいて、いろいろなご意見、お考えがあるということも承知しております。

代表質問の中でも、お答えしましたとおり、こういった、いろんな御意見を踏まえて、今後考えていく必要があるというふうには考えております。

再三再四、ご説明を申し上げておりますが、今回の条例提案につきましては、ここの請願の

中にも書いてありますように、空白を埋めるため提出したものであるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○川上委員

市長が、厳しく指摘受けているんですね、総務部長の名前は何もないわけです、この中に。こういうときに市長が立ち上がって、答弁するこの行為がね、議会はとっくに信頼失っているんだけど、その市の信頼を回復していく1歩1歩になっていくと思うんですよ。ここで総務部長に答弁させて終わりというのでは、信頼回復にはなっていないので、市長に。

○市長

もう、私の話というのは、条例を出した段階で、いろんなメディアの中からのご質問があり、その場で答えているわけで、再度同じことをこの委員会で言わなきゃならないかと思って総務部長のほうにお願いしたわけですけど、再度、川上委員のほうから質問があるように、きのうも総務委員会の中で資産の審査委員の方から問題点が出されていることに対して、それを応えてない部分もあるじゃないかと。だからもう少し中身をしっかり出して、やるべきじゃないかというようなご質問がございました。それは、別として、私としては、とりあえず、まず私の法的に違反になるということだから、出させていただきますと、当初そういう説明をして、報道関係のほうにはしたと思っております。そのあとのことに関しまして、あと3人のことに関しましては、一応我々として精査をしながら、中を考えながら、次のときに出すか、6月の議会のときに提出するか、またどうするかというのを考えていますというふうには、私は答弁したつもりです。それでご理解をよろしくお願いたします。

○川上委員

やはりあらゆる機会をとらえてとよく言うじゃないですか。あらゆる機会をとらえて市民の信頼を、失わないようにしなければならないし、失った場合は回復するために、総務委員会であろうと、議運であろうと、そういうチャンスだというふうにとらえてもらうと質問のしがいもあります。ただ、とりあえず穴を、空白を作ってはまずいので、埋めましたということなんだけども、そういう程度でよいのかというのはあるんですよ。これ読まれたらわかりますけども、先に制度廃止を決議した議会に対する配慮に終始した結果と、議会に対する配慮、これに終始したからね、市長は、世間に対して恥の上乗りをしたんじゃないかという指摘なんです。だから、お互い個人個人、公職を離れて個人個人の場合はいろんな配慮というのはあるかもしれません。しかし、地方自治は、二元代表制でいっているわけでしょう。議会の立場から言えば、監視機関ということになっているわけですね。行政機関に対する監視機関。監視機関は、今度の場合、自ら市民が監視する制約を取っ払って、そのついでに市長3役のものも、監視も分をわきまえずにね、廃止してしまったわけ。迷惑かけられておるわけですよ、市長部局は、市長と三役は。そうすると私は、当然ながら、先に、市長三役が議員に先行してね、より立派な8月10日の政治倫理審査会が要求した内容以上のね、ものをつくって、議会より立派というのを、先に言ってもおかしくないぐらいなんです。ところが、前回、改正される以前の政治倫理条例もはるかにレベルの低いもので、当座しのごうとしているというのは、いただけないと指摘せざるを得ません。その上で、請願文書の中には、理由の中には、資産報告のずさんさを口実に資産公開を廃止する市議会に対して、本末転倒、言語道断と指摘した上で、云々というところがあるわけですね。

この資産報告のずさんさということについて、12月議会で、議案提出者は、「ザル法」という表現をされました。非常に乱暴ですね。何がザル法であるかについては、市民がわかるような説明はない。ですから、市民は、議員がザル法と言うなら、だれがそれを、ザルでない立派なものにするんですかと、住民が主役ですから、市民が主役ですから、市民が頑張らなくちゃというのは根底にあると思います。しかし、自分が議会と議員がザル法というのであれば、そ

それを直接条例改正する責任は、権限は、議員と議会が持っているじゃないですか。だから、ザル法というのであれば、ザル法でなく、する努力が求められるわけでしょう。だから、一旦廃止するというのであればね、当然その理屈から言えばね、そのよりよいザル法でないものを復活しましょうというのが、この19人、8人はもちろんですけど、19人の心の中にもあってしかるべきなんですよ。そうじゃないですか。だから、廃止したということで、私は絶対今後政治倫理条例、立派なものをつくるつもりはないよと言いつける必要はないわけですよ。ですから、19人の皆さんも、この請願に賛成する用意があるだろうと思うんです。賛成すべきだと思うんですね。態度を変えるわけじゃないんです。ザル法だから困ると、ザル法でないものをつくらうという点では一致しようと思う、くどいけど。それで、この請願はね、報告制度とともに、請願者の趣旨としては他の政倫条例のないがしろにされたところも回復を求めているということですから、ここではね、全議員が一致するんですよ。だから請願はね、きょう全員手を挙げていいと思います、採択に。

それからもう1つ今ずさんさの問題を述べましたけれども、12月議会では、閲覧件数が少ないことについて挙げられて、無駄だということも、理由になったんですね。ところが、よく考えてもらいたいですけども、提出者はね、たぶん制度の意味がわかってなかったんですよ、その時。これは議員が提出しておくことに意義があるわけです。見るか、見らないかはこの国の主権者、国民、住民が判断する。いつでも見られるようにしておくことが重要なんですよ。今見たいと思ったときに、過去5年間全部見られるわけです。そのようにしておくことが重要なんですよ。見ていないから、見ていないから要らないだろうと、それはね、制度を理解していないんですよ。でも、今度勉強したから、この12月18日以降。だから、出すことが、出すこと自身で、市民の信頼を得るんだということを理解したと思うんですよ。もう一つ閲覧のことで言えば、これはもう積極公開文書、もう市民が、ちょっと語弊がありますが、「俺は見らんでいい」と言われても見て、いつでも見られるようにしておくことが重要なんです。見たいときに見られればいい。だから、例えば市議会だよりも、内容は工夫したほうがいいかもしれませんが、載せて、みんなに見られるようにするというのもできるわけだし、それからホームページがあるわけですから、これに掲載しておくこともできるんですよ。ここは、19人の廃止に、私に言わせたら改悪ですけど、12月18日、19の方がそれに賛成していくんですけど、この方々も、見る人が少ないから、むだと言っているわけでしょう。でも、実はむだじゃないと、見る人が仮に少なくても。ネットだとね、何人見たか分からないくらい見てくれるわけでしょう。だから19人の皆さんもね、いや俺は一旦あれに賛成したからもう二度とこういう請願には賛成できないんだと思う必要が全くない。

しかも、閲覧、公開の責任は市長にだけにあるわけじゃないでしょう。議会にもあるわけですよ。議会というか、議長に。ですから、今は、人事課の隅っこで閲覧できますとか言うけど、バンと議員のほうで28人多いんですから、議会事務局でね、閲覧できるようにしたらいいんですよ。きのうだけでも傍聴者が何人もおられたでしょう。宣伝すればいいじゃないですか、ここにありますよと。きょう質問していた、あの方の資産報告はここにありますと言ったら見たいでしょう。ああいう質問している人は、どういう資産報告を出しているのかなとか。そういうふうに考えればね、くどいけど、12月議会で、賛成に立った19人もね、この請願には賛成できます。8人はもちろんですよ。全会一致のね、採択ができるはずですよ。

それから、3番目のですね、廃止提案理由はよくわかりませんでしたけど、お金がかかり過ぎるというものでしたね。そうでしたでしょう。幾らかかったかと聞いたら、200万円余と、もう少し聞いたらね、それはその業務に携わる職員の年間の給料、その時間按分して出した数字だということですよ。こういう数字出さないでしょう。この資産報告に係るお金はですね、もうゼロです。議員が資産報告を書くのにお金がかかりますか。紙代ぐらいでしょう。議員が払

ってもいいんですよ、自分が提出するんだから。ほか政治倫理審査会、予算が四十何万円かかっています。決算で見てくださいよ。前年度、前々年度幾らですか。二十何万円ですよ。三十何万円というときもありました。これがむだという発想は、公職にある身としてはね、どうかしていますよ。おまけに、この浮いた200万円をね、何か福祉の増進のために使ってくださいという意見もありましたけど、もっと議員がしっかり目を光らせてね、チェックすべきむだ山ほどありますよ。自らをチェックし、自分の信用性を少しでも理解してもらえるようなものを外しておいてね、そしてむだをとりましたから、市民の福祉のために200万円回します、回せるわけないでしょう、人件費なんですから、大半は。

政治倫理審査会、もう換骨奪胎に近いけど、それでも開けば、報酬払わないといけないんですから、200万円とかね福祉に回しません。100%回しません。このことは、実は12月18日議案提出者以外はね、わからなかったんです。議案提出者が議会事務局に尋ねて聞いた数字だから、200万円余というのは。ほか18人賛成してしまったけどね、知らなかったんですよ、そういうことを。私はだいぶん言いましたけど。ですから、これは知らなかったと言えればいいじゃないですか、それが本当でしょうから。そしたらね、この点においてもね、19人の方々、もう提出者もそうやったなど思っているはずですから、あれを廃止する理由は、主な理由は、全部消えたわけですよ。ですから、19人、それから8人いますけれども、全会一致でね、この文章を採択していくわけですから、この資産公開制度復活させろと、どういうものをつくらうというのはね、議会が市民と話し合っやっていったらいいと思うんですよ。

また、これは政倫条例全体についてもね、考えてもらいたいという趣旨が入っているという紹介議員からの回答ですから、市民的にもね、みんなが、共同して議会がまともに頑張るならね、応援してもらえる、そういうものだと思います。

それで、私は、繰り返しになりますけれども、まず第一に、この請願を採択すること。第二に、より市民の信頼回復できるよりしっかりした政治倫理条例になるように、つくりかえること。第三に、市民の意見を反映しながら、議会に特別委員会を設置し、市民の代表の皆さんに来ていただいて、参考人招致もして、あるいは公聴会も行って、市長に負けないように、急いで立派なものをね、議会がつくる必要があると思います。ぜひ、この請願採択をしていただくように要望して、私の意見を終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:53

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

私は、先ほど執行部に参考のために感想を聞くとともに、自分の意見を申し上げましたけれども、その中で提案もしております。それで請願は、4月1日の改正条例の施行までにとということになっております。

そこで、この案件については、それまで継続審査とすべきではないかと考えますので、取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま、川上委員より本件を継続審査としていただきたいという申し出がっております。これについて、お諮りいたします。

(発言する者あり)

継続審査とすることにしてよろしいですか。

○兼本委員

今、継続審査にするという議員の、なぜ継続審査にするのかという理由を聞いていただくことを取り計らっていただきたいなと思います。

(発言する者あり)

○委員長

もっと詳しくということですかね。川上委員、理由を述べていただいているのですか。

○川上委員

簡潔にすぎたと思いますので、もう一度。一つは、この請願について、3つの提案をしておりますよね。それは、請願審査にかかわる提案です。それで、この請願を採択することと、それから市民の信頼回復できる、よりしっかりした政治倫理条例をつくるということ。3つ目は、市民の意見を反映しながら議会で制定をすすめることができる特別委員会を設置することを含めた審議がまず必要だと思います。お互いにもう質疑なしという空気もありますけれども、お互いにはないですけども、空気がありますけれども、わずか1時間も経たないのに、こういう重要な請願が質疑終了というのはいただけないと思います。

それで私は、繰り返し12月議会で、改正の主な理由とされた3点について述べて、市民の負託との関係から、言いながら、具体的なことについて、12月の改正に賛成した19人の方々についてもこの請願の方向で協同していけるのではないかとということも申しているわけですよ。ですから、このことについても含めて、議論もしてもらいたいという、これが請願審査のあり方だろうと思います。

○委員長

兼本委員、よろしいですかね。

(了承)

継続審査との申し出がっておりますが、そのように取り計らってもよいでしょうか。

(発言する者あり)

それでは継続審査に対して、本件は、委員会条例第17条第1項の規定により挙手採決をいたします。継続審査とすかどうかの挙手採決をしますということです。

お諮りいたします。

請願第6号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例に関する請願について、継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成少数。よって、本請願を継続審査することは否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、請願第6号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例に関する請願に賛成の立場から討論を行います。

この請願趣旨は、資産公開制度の復活を求めるものであります。考えてみるに、本市合併して3月26日で丸10年迎えて、新しい段階を迎えようとしているわけですね。行政と議会、この地方自治の二代表制が今後果たす役割というのは、ますます大きいと思います。

今年度だけ考えてみても、一般会計700億円超を含めて3会計で1200億円のお金を投じて、予算を投じていこうとしているわけだけれども、これからのまちづくりについて日本共



産党は、安心福祉のまちづくりが一番だと考えて、第二次総合計画の策定についても、その他の重要な施策についても、その立場で提案しておりますけれども、この福祉のまちづくりを進める上で、決定的に重要なのが、住民が主役、そして清潔で透明な市政運営だと思うんですね。その上では、この政治倫理条例、とりわけ資産公開制度等の充実が決定的だと思うんです。それを求めている、請願を我々が賛成しないはずがないと思うんですね。

請願の理由の中では、この私が述べました点について、このように書いてあります。1枚目の下から2行目ですけれども、「行政のチェックは」と書いていますね。「行政のチェック」は議会が有する最大の機能であります。政治倫理条例の柱である資産公開制度を弱体化させたことによって、今後その機能自体が麻痺するのではないか、健全な議会運営が担保されるのか、疑念は払えません。これを払拭するためにも、議会の存在意義までも否定する行動は、深く反省すべきであると思料します。」我々は、この二元代表の監視機関の一員として、ここにおけるわけですけれども、この請願否決、不採択にしようなどと考えずにですね、当然全員一致で採択すべきものだと考えております。以上で、賛成討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。請願第6号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例に関する請願について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本請願は、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、次回の委員会は3月18日金曜日の本会議開会前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。